

令和元度第5回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 令和2年3月18日(水) 15時00分～17時00分

2 場所 : 千葉中央コミュニティセンター10階 101会議室

3 出席者 :

(1) 委員

久保桂子委員(会長)、深山博司委員(副会長)、榎沢良彦委員、大森康雄委員、上村麻郁委員、岸憲秀委員、木村秀二委員、畠山一雄委員、原紘子委員、原木真名委員、増田和人委員、渡辺淳津子委員

(2) 事務局

【こども未来局】	峯村こども未来局長、佐々木こども未来部長
【こども未来部こども企画課】	内山課長、安西課長補佐
【こども未来部健全育成課】	鎌野課長
【こども未来部こども家庭支援課】	宮葉課長
【こども未来部幼保支援課】	鈴木課長、柘見幼児教育・保育政策担当課長
【こども未来部幼保運営課】	秋庭課長、田中保育所指導担当課長、薄田職員担当課長
【こども未来部児童相談所】	山口所長
【保健福祉局健康部健康支援課】	阿部課長

4 議題 :

- (1) 「千葉市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」に係るパブリックコメント結果及び成案について
- (2) 施設・事業の利用定員について
- (3) 令和2年度における施設・事業の整備計画について

5 報告事項 :

- (1) 令和2年度こども未来局 主な新規・拡充施策について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

6 議事の概要 :

- (1) 「千葉市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」に係るパブリックコメント結果及び成案について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換を行った結果、成案が会議として承認された。
- (2) 施設・事業の利用定員について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

- (3) 令和2年度における施設・事業の整備計画について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (4) 令和2年度こども未来局 主な新規・拡充施策について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について事務局より説明があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。

7 会議の経過

○安西補佐 大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和元年度第5回千葉市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、資料2-1、資料5、千葉市こどもプランの第1章の抜粋を机上に配付してございます。

資料2-1につきましては、事前に送付させていただいた資料から修正がございましたので、机上の資料を御使用願います。また、当日配付の御連絡をさせていただいております資料5につきましても机上の資料を御使用願います。

なお、資料1-1から資料1-5、資料2-2、資料3、資料4につきましては事前に送付させていただいております資料を御使用いただきますよう、お願いいたします。

なお、閲覧用と記載されました現千葉市こどもプランの抜粋につきましては机上に置いてお帰りください。

不足はございませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室いただく場合がございますので、御注意願います。

本日は、過半数以上の委員の方に御出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、榎沢委員より遅れて来る旨の御連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から窓を開けさせていただいておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局長の峯村より御挨拶を申し上げます。

○峯村こども未来局長 皆さん、こんにちは。こども未来局長の峯村でございます。

令和元年度第5回となります千葉市子ども・子育て会議の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところ、また、新型コロナウイルスの対応等でお忙しい最中にもかかわらず当会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

皆様も既に御承知のこととは思いますが、本市においては国からの要請、そし

て国の感染症専門家会議における見解などを踏まえまして、感染症拡大防止のために、学校を3月3日から3月24日の春休み前まで休校とさせていただいております。一方で、保護者の就労等で自宅待機が困難な小学校1年生から4年生のお子様、さらには特別支援学級の児童につきましては、通学する学校で受け入れを行っているところでございます。

また、本日お集まりの皆様にも多大な御協力をいただいているところでございますけれども、保育園、認定こども園などの保育施設、子どもルーム、そして幼稚園におかれましては、社会的な要請に応える形で、勤務されている方々などの感染リスクの軽減に御配慮をいただきながら運営のほうを継続していただいているところでありまして、大変御苦勞をかけていることと思っております。本当に改めまして感謝を申し上げます。

千葉市の場合は、小学校が預け入れをしてくれたこと、幼稚園が預かり保育、あるいは自由登園という形で預かっていただいたこと、そして保育所が開いていただいていること、さらには子どもルームが開いているという、この4つが合わさって何とか保護者の方々の就労もできるような状態で、そして、子ども1人を家に置いての危険を避けるような形でできていると考えております。本当に皆様方には感謝を申し上げます。ありがとうございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する本市の対応につきまして、会の最後にまとめて御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、今回が今年度最後の会議でございます。前回、12月の会議におきまして、皆様方にご承認いただきましたこどもプラン（第2期）の計画案につきまして、1月17日から2月17日の間、パブリックコメントを実施いたしました。今回は、いただいた御意見も踏まえまして、成案について御報告し、御審議をいただきたいと考えております。

そのほか、本年4月に開園する教育・保育施設等の利用定員や令和2年度予算における整備予定等についても御審議をいただき、令和2年度のこども未来局の主な新規・拡充施策につきましても御報告をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、本日もそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○安西補佐 それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。久保会長、よろしくお願いいたします。

○久保会長 皆様、こんにちは。

それでは早速、本日の議題に入らせていただきます。議題（1）「千葉市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に係るパブリックコメント結果及び成案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の栞見でございます。

私から、「千葉市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に係るパブリックコメント結果及び成案につきまして御説明いたします。すみません、座って説明させていただ

きます。

本日は、お配りしました資料1-1から資料1-5に従い説明させていただきますが、説明資料として使用しますのは資料1-1から1-3となります。資料1-4と資料1-5については、千葉県こどもプラン（第2期）の冊子となっておりますので、必要に応じてご覧いただけたらというところでございます。

それではまず、資料1-1をご覧いただきたいと思います。パブリックコメント手続の実施結果でございます。

子ども・子育て支援事業計画（第2期）につきましては、千葉県こどもプラン第1章に位置づけられているということで、昨年12月開催の当会議におきまして素案をお示しして、委員の皆様から御意見をいただきました後、年明け、1月17日から先月17日までの1カ月間、パブリックコメントを実施しまして市民の皆様から御意見をいただいたところでございます。

結果としましては、資料にございますとおり、3番でございますが、9人の方から電子メールで御意見をいただきまして、項目数としては4の表にございますとおり、24件でございました。24件のうち、こちらの子ども・子育て会議で御議論いただく基本施策1の子ども・子育て支援につきましては、3件の御意見がございました。

市の対応状況としましては、計画に意見を反映するものがプラン全体で3件、意見・要望として今後の参考にするものが21件となっております。

次に、資料1-2をご覧いただきたいと思います。

プランの案に対する意見の概要と市の考え方をまとめてございます。こちらのほう、資料上は全ての施策、プラン全体についていただいた御意見について、意見の概要と市の考え方を記載してございますが、このうち基本施策1、子ども・子育て支援につきましては2ページをご覧いただきたいと思います。3点、御意見をいただいております。簡単に御紹介いたしますと、No. 3のところですが、意見の概要としましては、求職者の保育園の点数が低く、保育園に預けらず再就職活動ができないため、現状の改善をお願いしたいという御意見でして、妊娠に伴って退職をした方で、子どもが1歳になったら保育園に預けて再就職したいと考えていた方からの御意見となっております。

こちらの御意見の一番下に3点ございますが、求職者の基準点の見直し、一時保育の拡充、1歳児保育の受け入れ保育園の拡充ということで、御意見、御要望という様な内容となっております。

これに対して、市の考え方ですが、右側の欄、まず1つ目の求職者の基準点の見直しについては、貴重な御意見として今後の取り組みの参考とさせていただきたいということでございます。また、一時預かり実施施設につきましては、保育園等の新規開設時に合わせて整備するなど、実施施設の拡充に努めるということ、それから、1歳児保育の受け入れ保育園の拡充でございますが、こちらにつきましても、この事業計画の中で御説明したとおり、ニーズ調査に基づきまして潜在的な需要を含めた量の見込み、保育需要に対応した確保方策を年齢も含めて出しており、こちらのプランに保育所整備を盛り込んでございますので、それに基づいて整備を行っていくということで、プランの修正

はなしという形でございます。

次に、4番ですが、御意見としましては、地域における子ども子育て支援の充実における市民の活動について言及などしてもいいのではないかと御意見をいただいております。

これに対して、市の考え方としましては、右側の欄でございますが、プラン上におきましては、基本施策1以外にも章ごとに課題、取り組み内容の整理を行っておりまして、関連部分に関しては他の章を含めたプラン全体としての施策を構成しております。第6章には「地域と連携した子どもの居場所の提供」や、11章「地域で支える環境づくり及び立ち直り支援」等の地域との連携にかかる記載がほかの章にございますので、こちらのほうは原案どおりということでございます。

3つ目、5番でございますが、放課後児童クラブにつきまして、利用者が多くて落ちついた環境が保てなかったり、指導員不足が放置されて、指導員の負担が大きいということで処遇改善を図る、指導員の欠員をなくすということ。それから2つ目が、障害のある児童は、6年生まで利用できるようにすること。3番目に、教育委員会ときちんと連携を図ることという御意見でございます。

これに対しては、市の考え方として、指導員の離職防止、新規指導員の採用を促すということで、令和2年度から指導員の処遇を改善して、補助指導員については経験加算給の導入を予定しているところでございます。

また、障害がある児童につきましては、入所審査の際に加点による優遇をしているということですが、一部待機児童となっている現状もございます。この本プランにも掲載しているさまざまな施策によって、利用できない児童ができるだけ生じないよう努めてまいりたいというところでございます。

いずれもプランのほうは修正なしという整理でございます。

3ページ以降は基本施策2以降の修正点でございます。

続きまして、資料1-3をご覧いただきたいと思います。こちらは12月にお示した素案からの主な修正点をまとめてございます。

1ページ目は、第1章以外の章のパブリックコメントでいただいた内容による修正でございますので、説明は省略させていただきたいと思います。

2ページをご覧いただきたいと思います。2ページ以降は予算編成などに伴う修正となっております。

2ページ、こちらは第1章、子ども・子育て支援の中の教育・保育の提供で数字の修正があったものでございます。確保方策のほうですが、今年度、令和2年度の整備量は、12月のときには見込みということで数字を置いて、そこをもとに確保方策、整備量を積み上げて、令和6年までという形で数字をつくっていたんですが、もともとの令和2年度の確保量の数字が動きましたので、それに合わせて確保方策の数字を若干振り直したというような形でございます。令和6年度の数字自体は変えていないという形でございます。

令和2年度の整備の内容につきましては、この後の議題で内容を詳しく説明したいと

思います。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思います。No. 6番、No. 7番につきましては同じ内容の修正でございまして、ショートステイ、トワイライトステイの2事業に関しましては、こちらも令和2年度の部分、当初予算編成の状況を踏まえて確保方策に反映をしたため、数字のほうの修正があったと。予算編成が1月に市の内部で固まりまして、この3月に議会にかけて議決された来年度の新年度予算がございまして、そちらの内容に数字を合わせた修正があったという形でございます。

続きまして、4ページ以降につきましては、今御説明した内容の、先ほどは全市の表でございましたが、区ごとの表、それぞれ同じ理由によって区ごとの内訳の修正があったという形になってございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。組織改正による修正ということで、11ページには組織改正の表、概要の抜粋がございまして、プランの修正、1章部分には直接かかわりはございませんが、組織改正として保健福祉局に健康福祉部を新設したことによりまして、新たに健康推進課などが新設されたということで、そちらに合わせてプランの内容を一部修正しているところでございます。

説明は以上でございますが、今後の予定について簡単に御説明いたします。本日、この子ども・子育て会議で、第1章、子ども・子育て支援につきまして御審議いただいた後、3月26日には、児童福祉専門分科会におきまして第2章以降、第1章以外の部分につきまして御承認をいただきましたら、こちらのプラン、「案」をとった形を正式に策定しまして、ホームページ等で公表するという予定でございます。また、4月以降に印刷物として委員の皆様にもお配りする予定となっております。

説明は以上でございます。

○久保会長 御説明ありがとうございます。

本日は、「千葉市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」に係るパブリックコメント結果及び成案につきまして審議をいたします。

なお、時間の制約もございまして、皆様、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それではまず、ただいま、事務局の説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御質問、御意見がないようでございますので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 どうもありがとうございました。それでは、事務局案のとおり決定いたします。

続きまして、議題（2）「施設・事業の利用定員について」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○**栞見幼児教育・保育政策担当課長** 続きまして、議題（２）施設・事業の利用定員について御説明いたします。

資料２－１をご覧くださいと思います。令和２年４月に開園する教育・保育施設等についてでございます。こちらの議題につきましては、４月に新しく開園する施設の利用定員、子どもを何人預かれるかという定員の設定につきまして子ども・子育て会議の意見聴取が義務づけられておりますので、議題として取り扱いをさせていただいております。

昨年の３月に、令和元年度の整備計画については説明させていただきまして、昨年１０月に中間報告、その時点での整備状況を報告させていただいております。今回は最終的な数字を承認いただきまして、４月に開園する施設の利用定員を確定させていただくということでございます。

資料２－１で順に御説明しますが、昨年１０月の中間報告と重複するところがございますが、一通り説明させていただきたいと思います。

まず、最初の１ページ目ですが、右上にございます今年度整備の施設数は３６施設、定員としては、保育の定員、２号、３号定員が８２９人増という見込みでございます。

１ページ目、新規開設園のうち、認定こども園でございますが、３件、認定こども園への移行がございます。幼稚園からの認定こども園移行、保育園からの認定こども園移行、それから幼稚園、その中に設置しておりました小規模保育事業とあわせての認定こども園移行で、３園でございます。３園で、２号、３号定員の増加数が３５人となっております。

このうち、３番の「明德土気保育園」、４月から認定こども園、「明德土気こども園」ということでございますが、こちらにつきましては、園舎の増築をしまして、２号、３号定員を増員する予定でございましたが、昨年の台風被害の影響で工事の人員などを確保するのが遅れたということで、増築園舎の完成が年度をまたいでずれ込むことになりましたので、４月には１号定員の５人を設定しまして、後ほど御説明しますが、１０月を目途に増築の園舎を完成させて２号、３号定員を増員する予定でございます。

続きまして、２ページをご覧くださいと思います。保育所とございますが、上段の表は認可外の認可化ということで、認可外保育施設２園が認可の保育園になるというものでございまして、２号、３号定員の増加数が７９人となっております。また、下の表は新設の保育園となっております、施設数は１０園、２号、３号定員増加数が４７５人となっております。このうち、下から２番目の「アストロベースキャンプ保育園」につきましては、稲毛駅近くの国有地を活用しまして整備するというものでございます。

続きまして、３ページをご覧くださいと思います。（３）の小規模保育事業でございますが、こちら、１９人以下定員で３歳未満児を保育する事業でございます。施設数、新設で７園、３号の定員増加数１１７人を見込んでおります。

続きまして、（４）の事業所内保育事業でございますが、こちらは事業所などの従業員の子どもを保育する目的などで設置する認可の事業でございますが、３歳未満児を保育する事業となっております。定員自体は１９人となっておりますが、そのうち１２人は地域

枠として地域の、従業員以外のお子様の枠として確保している定員枠が12人という形になってございます。

(5)の幼稚園、給付対象へ移行となっておりますが、こちらにつきましては、現在、私学助成を受けている私立幼稚園につきまして、子ども・子育て支援新制度の給付施設としての幼稚園に移行するものが1園あるということでございます。幼稚園のままの移行という形になりますので、2号、3号の定員の設定はないという形でございます。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと思います。2番、定員変更でございますが、保育所、認定こども園、家庭的保育事業などで定員増をしたというものでございまして、施設数が10園、2号、3号定員の増加数が合わせて83人となっております。

また、3番、分園設置につきましては、2つの保育園でもともとある園を本園としまして、すぐ近くに分園を設置して、全体として定員が増えたというものでございます。施設数2園で2号、3号定員増加数が28人となっております。

続きまして、5ページ目でございますが、4番、定員減でございます。こちらにつきましては、保育士の確保ができなくて保育士不足、もしくは地域的な状況などによりまして継続的に定員が埋まらない状況にあった園につきまして、現状の入所者数に合わせて定員減をするというもので、2号、3号、こちらの定員の減少ということで62人という形になっております。こちらはさっきの829人には含んでいない数字となっております。

5ページの下、令和2年7月以降に開園する施設でございます。新規開設園として、(1)保育所、令和2年7月に開園予定となっておりますが、こちらは小規模保育事業から保育園に移行するというものでございます。これにより2号定員の増加が21人を見込んでおります。

また、すぐ下の定員変更につきましては、先ほど1番の認定こども園への移行で御説明した認定こども園、「明德土気こども園」でございますが、園舎の増築工事の遅れから、4月に1号定員5人を設定しまして、認定こども園に移行しまして、増築園舎の工事が終わりましたら、今は10月を予定しておりますが、2号、3号定員を20人増加させることとなっております。

4月に開園する教育・保育施設については以上でございます。

続きまして、資料2-2をご覧いただきたいと思います。こちらは、今御説明しました定員の増加を、現行の子ども・子育て支援事業計画に溶け込ませた形のものでございます。今年度が現行計画の最終年度となっておりますが、令和元年度のところで、確保量の欄、太い線で括られていますBという欄、こちらが今御説明した数字を反映したのものとなっております。この表のうち一番上に27年度とございますが、Aと書かれた太い線で囲ってあるところがございます。こちらにつきましては、現行計画、初年度の27年度から令和元年度、今年度までの整備の量ということで、右側に「コメント」と書いた囲みがございます。事業計画上の拡充量を27年度から令和元年度まで、計画上は4,629人でございましたが、確保量、実整備量については4,414人ということで達成率が95.4%という結果となっているところでございます。

令和2年度以降は、先ほど御説明した新たな第2期のプラン、第2期の子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を進めていくという形になっております。

説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見はございますでしょうか。畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 幼児教育の無償化が10月から始まったんですけども、これで、例えば新2号等は大体どのくらい今来ているのか。

それから、これによって、やる前にはいろんな説があって、爆発的に保育需要が増えるんじゃないかとかいう声もありましたけれども、それはどんな状況なんでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

まず、新2号の数でございますが、約2,100人から2,200人ほどとなっております。内、認定こども園が300人ほどで、私立幼稚園が1,800人ほどとなっております。ただ、認定の登録がそうした形になっているのですが、実際に認定を取って使っていない、預かり保育で無償化を使っている方も若干いらっしゃるようなので、実際の利用数は異なります。今、正確な数字がなくて申し訳ないんですが、認定上はおおむね今のような数字で、幼稚園全体の定員数からすると約2割程度という形になっております。

また、今年4月の入所定員の申し込み、利用調整を行っているところでございますが、それにおきましては、今のところ新規の申込者数などを見ますと、幼児教育・保育の無償化の影響は余り見られないような状況でございます。

以上でございます。

○久保会長 そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 資料の話にもなるんですけども、1ページ目、2番の「花見川ちぐさ幼稚園」、こちらは認可前が「ちぐさ幼稚園」と「ちぐさキッズ園」、小規模保育事業ということだったと思うんですけども、小規模保育事業からこども園への移行というのは今までに例があったものなのかどうかということと、こちら側は、両方とも実際に存続した学校として幼稚園型のこども園につながっているものなのか、あくまでも定員とかの表記のためだけにこのような書き方になっているのかということだけ教えていただければと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

小規模保育事業とあわせて移行した例があるかどうか、今ちょっと確認させていただきますので、また後ほどお答えしたいと思います。

それから、こちらにつきましては、形としては私立幼稚園と小規模保育事業があるという状況なんですけども、幼稚園型認定こども園になりまして、小規模保育事業としては、廃止というような扱いになります。そちらの子どもさんたちは認定こども園のほうに行

くという形でございます。

それから、小規模保育事業から認定こども園というのは、今までなかった形でございます。

以上でございます。

○増田委員 ありがとうございます。

○久保会長 そのほか御質問、御意見はございますでしょうか。榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 認可外の保育所さんを認可の保育所に転換してくれるということで望ましいと思っはいるんですけれども、認可外から認可園になった場合に、その後、千葉市さんのほうから園に入って指導等々というのはされるのかということをお聞きしたいんです。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

認可になったときに、審査の過程で指導しているというのももちろんございますし、認可をした後にも、監査あるいは巡回指導も含め行っております。ただ、認可外におきましても、私どもは児童福祉法に基づいて指導をしておりますので、認可の前と後で若干関わりとしては認可の方が大きくなりますが、指導は認可外の時から継続してやっているとというような状況でございます。

以上でございます。

○榎沢委員 気になったのは、私は東京都の認可申請の審査委員をやっているんですけれども、毎年たくさんの申請が来るんです。その中には、認可外だったものから認可へというものもある訳ですけれども、申請書を見ていきますと、認可外だったら、まあまあこれでもいいだろうという内容でも、認可になったら、これは保育所保育指針の保育内容とか、それに基づいた運営をやっている必要があるんですけれども、保育所保育指針とか、さらには改正になった児童福祉法とか、それを十分理解しているとは思えないような申請の内容、保育の中身に関することを書いてあったりするのが結構あるんです。設置に関しては、設置基準が満たされていれば、それは特に条件ではないわけですけれども、認めていく以上は、子どもの最善の利益ということが一番重要なわけで、それは保育所保育指針に基づいてというところで担保されていることなので、設置は認めるけれども、いろいろと意見をつけるという必要性がありまして、そういうところは結構あるので、単純に設置上の基準が満たされているからオーケーではなくて、やはり中身に踏み込んだ指導をされる必要があるのだろうと痛感しているところなんです。

できるだけ認可になっていくことが望ましいんですけれども、中身について、それに見合った質のあるものにしていくような指導は必要かなと思うので、ぜひその辺のところを検討していただければと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○栞見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

本市におきましても、児童福祉専門分科会設置認可部会で、審査におきまして、やは

りいろいろ申請書を見て、認可になったときには、当然保育所保育指針にのっとってやっていたとすることで、保育所保育指針の理解などについても設置認可部会などで見ていただいております。若干弱いという場合には、保育所保育指針の理解をさらに深めていただくというようなことはございます。

そうした審査の過程、それから、もちろん認可後につきましても、中身も含めて指導をしているところでございますが、今後とも、そのような質という部分も指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○久保会長 そのほか、御意見、御質問は。上村委員、お願いいたします。

○上村委員 1点、定員減のところ、理由のところは保育士不足や一定の期間、定員が埋まらなかったというようなことが御報告にあったと思うんですが、これは2つ、大分意味が違うかなと思っていて、定員が埋まらないというのは、多分、園の場所を見ても若干地域差があるかなというのはわかるんですけども、保育士不足等で定員を充足できなかったというのを、どのくらいの年数にわたってそれが続いたので定員減というところに至ったのかをお聞かせいただければと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 こちらの定員減につきましては、定員に比べて入所人数が少ない状態が、2年ぐらい平均的に少ない状態が続いているということで、今回、定員減に至ったという形でございます。

○上村委員 定員減は、枠はあるんですけども、保育士がいなくて、結果的にとれないから枠が埋まらなかったということなのか、そもそも10人のところに2年続けて5人しか来なかったということなのか、そこは大きな違いだと思うんですけども。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 保育士不足で受け入れができなくて定員人数まで入れられなかったというところが、保育士不足が原因のところはそういった形でございます。また、ちょっと地域的にということについては、受けられるんですけども、結果的に埋まらなかったというような状況でございます。

以上でございます。

○久保会長 そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。原委員、お願いいたします。

○原委員 定員減した「若梅保育園」の住所と、新規で開設する「ナーサリーホーム稲毛海岸園」の住所が近いんですけども、これは地域定員減ではなくて、保育士不足の定員減でこの「若梅保育園」は定員減になったから、地域で新しく別の保育園をつくるということではよろしいでしょうか。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 「若梅保育園」のほうは保育士確保ができなくて、定員のほうは、この135人という定員でしたが、そこまで入れられなかった状態が続いていたという状況でございます。

以上でございます。

○久保会長 そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、議題の（２）につきまして、事務局案どおりに決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

○久保会長 それでは、事務局案どおりに決定いたします。ありがとうございました。

続きまして、議題（３）「令和２年度における施設・事業の整備計画について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○柘見幼児教育・保育政策担当課長 幼保支援課担当課長でございます。

議題（３）令和２年度における施設・事業の整備計画についてですが、資料３をご覧くださいと思います。

先ほど、本年度の整備における利用定員を御説明しましたが、次は来年度、令和３年４月開園に向けた整備予定でございます。今回、来年度の整備予定を御報告させていただきまして、また１０月ごろに整備状況の中間報告、来年３月に、先ほどのような形で整備状況を最終報告の上、利用定員を決定するという流れになってまいります、そのスタートとなるものでございます。

資料３をご覧くださいと思います。令和２年度予算における整備予定として、整備箇所としては３２カ所、定員は７３８人、第２期の千葉県こどもプラン、千葉県子ども・子育て支援事業計画、皆様に御審議いただいたその数字、７３８人増を予算で置いております。予算総額６億６,８００万円ということで、前年度当初予算からは３億９,７００万円の減となっております。今年度予算、現行計画では１,０００人規模の定員の増を予算化していたということでございますが、こちらはプランの策定の中でも御説明しましたが、次の次期プランについては整備量が現行計画よりも落ちるということで、予算のほうも減、規模自体は減となっているところでございます。

内訳としましては、１番、認定こども園の整備・移行支援ということで、９カ所、１５０人分を見込んでおります。それから、認可外保育施設への認可化移行支援ということで、改修費などへの助成として７カ所、１２３人分見込んでおります。

また、小規模保育事業の開設支援としまして、未満児を対象としました６人から１９人の小規模保育事業を実施するための整備事業費としまして、７カ所、定員１３３人でございます。

次に、事業所内保育事業の認可支援としまして、先ほども御説明しましたが、事業所内に設置される従業員向けの保育事業、その中に地域向けの定員を設定するというものになっております。こちらは３カ所、３６人、地域枠を見込んでおります。

また、民間保育園の整備ということで、定員変更・分園設置、または小規模な保育所の新設などを行うための費用としまして６カ所、２９６人分を見込んでおります。

また、保育ニーズが特に高い地域におきましては、賃料が高くて整備が進まないとい

うことがございますので、一定以上の賃料の物件については、開園前及び開園後の賃借料を一部補助するという予算も引き続き組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 率直に申し上げまして、整備予算をつけると人数が増えるという考え方はほぼ納得いなくて、というのは、5番目の、例えば新規が4カ所できる。これには予算がつくだけけれども、建て替えとか、施設というのは、10年、20年、30年、40年と必ず古くなっていく訳で、もう既に50年以上前に建ったところはどのようにして修理しないんだ、要するに、建て替えさせないんだと。というのは、この考え方からいくと、どんどん新設はするけれども、古いところはほったらかしで、篤志家がお金を出して変えればいいんだと、そんなのは本当の考え方じゃないと思うんです。

だから、こういう整備計画の中に必ず毎回例えば2カ所なり3カ所、建て替え予算がついていけば、それが40カ所なり50カ所、もしくは幼稚園まで含めると200カ所くらいあるわけです。これを順調に建て替えさせてあげるとするのは将来の子どもたちのため、今、目の先の施設だけたくさんつくっていけば、あとは野となれ山となれという考え方はちょっと違うんじゃないかと思うんです。

そんな観点から、やはり整備計画というのは、建て替えを必ず年に何カ所かずつやっていくというのが本来の考え方じゃないかと思います。どうしてこうなってしまったかの理由は、待機児童対策のために順調に建て替えていた予算をそっちへ振り向けたという、あの五、六年前の緊急事態はよくわかりますけれども、これからは、もう子どもたちがどんどん減っていく中で、その予算をもう1度振り戻して建て替え費用をきちんとのせていくというのが本来のことだろうと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

全く御指摘いただいたとおりだと思っています。理由につきましても、おっしゃっていただいたとおり、待機児童対策を優先してきたというところがございます。このたび、待機児童対策につきましても、これまでよりもちょっと緩やかになると考えておりますので、今回のこどもプランの中におきましても、建て替えにつきまして検討していくというふうに位置づけさせていただきましたので、こちらについても積極的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○久保会長 よろしいでしょうか。

そのほか、御意見は。増田委員、お願いいたします。

○増田委員 これは以前、随分昔の会議で同じようなお話をさせていただいたことがあると思うんですけども、この建て替えという話が出てきたときに、公立園の長期的なスパンでの建て替え計画、これは自分のところの園で申しわけないんですけども、歩いて5分程度のところに築40年を超えた公立の保育所が3園あるんです。この3園が、今後どのように市が考えているのかという情報が入ってくれば、それに合わせた対応を、

ということのほうが非常にとりやすい。逆に、通常の発表のように1年半ぐらい前にどこどこを建て替えるよという話が突然入ってきて、私学の建て替えだとか増築、改築といったような話、1年半というスパンで計画を立てて実行に動かすのは非常に難しい部分などもありますので、やはり公立の保育所のさまざまな意味での長期の計画等を早い段階から我々が目にできるような状況を整えてくださると大変ありがたいと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

公立保育所におきましても老朽化が進んでおります。こちらにつきましても、あわせて検討を進めさせていただいて、今の御意見も踏まえて検討していきたいと思っております。

○久保会長 畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 前に話を聞いたことがあるんですけども、公立の保育園を民営化すると、民営化を推進すると年間で幾らぐらい経費が節減できるか。それで3園ぐらい段階を追ってやるという話があったと思うんですが、それはその後、どうなっているんですか。もう民営化はやめたんですか。公設民営化。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 公立保育所につきまして、特に老朽化の進んでいる木造の6カ所の建て替えを今計画的に進めております。そのうち3園を建て替えさせていただいたんですが、その都度、その都度、公立のまま行くのか、民営化をするのかというものを判断させていただいて、過去の3カ所につきましてはどれも民営化をしたところなんです。残りの3カ所について今検討しているところですので、それについて、公立のまま行くのか民営化していくのかというのは、今後も継続して検討していく課題だと思っています。

さらに、木造以外のものについても老朽化が進んでいるということで、そちらについても今後計画的に進めていくということを検討してまいります。

○久保会長 そのほか、御意見、御質問は。原木委員、お願いいたします。

○原木委員 すみません、保育園の経営をしているわけでもないのに全然的な外れかもしれないんですけども、やはり今ある古いところはすごくお庭が広くて、恵まれた保育環境で子どもたちがいるんです。新しくできてきたところは、前のときにも言ったと思うんですけども、ビルの1室でお庭がなくて、近くの公園まで歩いてお散歩に行けばいいという要件のもとになっているんですけども、結局子どもたちは物すごく外遊びが減っているはずで、ちょっと外に出て、夕方遊んでからおうちに帰る子たちと、午前中の昼寝前だけの外遊びでうちに帰る子たちだと全然育ちが違ってくると思うんです。

前のときも言ったように、1日2時間外に出て外の光を浴びると浴びないで子どもたちの視力の育ちが変わってくるというのを台湾で出していて、台湾はそれを考えて、それを義務化しているんです。でも、今の新しい部屋の中だけで育てている子どもたちは、多分それを満たしていないと思うんです。

ですから、なるべく今ある公立、私立を含め、お庭が広くて外で遊べる保育園を大事

にして、そこで例えば少し人数を増やせるとか、そういう方向にぜひ持っていっただけないかなと。今後、千葉市で育っていく子どもたちのことも考えるとすごく切実に思いますので、ぜひそのような方向で考えていただけないかなと思います。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

おっしゃっていただいたとおり、新設の園というのがなかなか土地が確保できないとか、そういった理由で広い園庭がないところが多いということは事実としてございます。今ある古い園、確かに広い部分が公立も含めてございますので、そういった園の保育環境を維持するという意味でも改築というものは重要だと思っておりますので、それを踏まえて進めてまいります。

○久保会長 岸委員。

○岸委員 岸でございます。今の関連でいたしますけれども、そもそも国の認可基準が保育園、保育所の場合は、園庭というのは必ずしも必要としていない部分があり、さらに小規模なんかはどんどんできると、本当にビルの1室が常態化して、それを誰も不思議に思わないというところがあるので、少しそのあたりは、今話題になったので、これは何らかの形で訴えていけるような場を、千葉ではこうしますというぐらいのものを持っていんじゃないかと思えます。特に今のコロナのみならず、ウイルス性のものというのは、どうなんでしょう、原木先生、ビルの換気扇なんかをぐるぐる回したら換気扇に行けば、あれは換気をしているんじゃないかと、むしろウイルスをぐるぐる回して、ウイルスが子どもたちを經由して換気扇に入っていくところもあるんじゃないかと素人考えで思ったりもして、ウイルス胃腸炎なんか、嘔吐なんかをしたものも風を通したほうが本当はいいんじゃないですか。やっぱりそれは庭があって通気性を担保できるようなものが保健衛生の部分でもいいと思えますので。

木造の建物は、うちの建て替え前の園は、窓をあけなくても普通に通気性は大変よかったです。木造も古いから悪いということはないんじゃないかとちょっと思ったりもしますが、そのあたりも、衛生面でもぜひ考えていただければいいなと思っております。要望です。

○久保会長 原木委員、何か、よろしいですか。

○原木委員 はい。

○久保会長 では、事務局はよろしいでしょうか。要望ですけれども、お願いいたします。

○鈴木課長 まさに今、岸委員のおっしゃられたとおり、園庭というものについては、駅前などはなかなか確保が難しいというところがございます。先ほどは、施設の中で国有地を活用した稲毛駅からすぐ近くで、そこは結構広い土地を活用できましたので、100人規模で園庭もかなりとっているという園が4月に開園する予定になっております。その園では、まだこういうコロナとかもあるので、実際運用はどうか分かりませんが、近くの小規模園などにも園庭を使わせていただくということも検討しているということでございます。

なかなかこのような事例は確保が難しいところではございますが、今後また、委員の

御意見も踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

- 久保会長 そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、事務局案のとおりに決定してよろしいでしょうか。

【 異議なし 】

- 久保会長 ありがとうございます。事務局案どおりに決定いたします。

続きまして、報告事項(1)「令和2年度子ども未来局 主な新規・拡充施策について」、事務局より説明をお願いいたします。

- 佐々木子ども未来部長 子ども未来部でございます。

それでは、令和2年度、子ども未来局の主な新規・拡充施策について、資料4に基づきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。資料4でございます。

1 ページをお願いいたします。2 番目の子どもルーム整備・運営でございます。予算額は36億6,953万3,000円でございます。就労などにより昼間家庭に保護者がいない児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供するものでございます。子どもルームの運営といたしまして、学校敷地外のルームへのAEDの設置、土曜日開所時間の延長、指導員等処遇改善及び入退所管理システムの導入を行います。また、子どもルームの整備といたしまして、施設整備を10カ所、環境改善を4カ所、施設整備にかかる実施設計を3カ所行います。

3 番目の放課後児童健全育成事業補助でございます。予算額は1億1,451万1,000円でございます。民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため運営経費の一部を助成するもので、4事業者拡充し、13事業者に助成を行います。

一番下の子ども・若者総合相談センター(Link)運営でございます。予算額は1,247万9,000円でございます。社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するため、子ども・若者総合相談センター(Link)を運営するものでございます。専門相談員を2人から3人に増員し、また、出張相談も実施することで相談体制の拡充を図ってまいります。

2 ページをお願いいたします。1 番目の乳児院小規模化でございます。予算額は1億200万円でございます。できる限り良好な家庭的環境での養育を実現するため、乳児院の小規模グループケアにかかる改修工事費用の一部を助成いたします。

2 番目の児童養護施設一時保護専用施設整備でございます。予算額は2,940万円でございます。児童の状況に応じた適切な一時保護を実施するため、児童養護施設における一時保護専用施設の整備費用の一部を助成いたします。

3 番目の子どもの貧困対策総合コーディネート(子どもナビゲーター)でございます。予算額は2,090万円でございます。複合的な課題を抱える生活困窮家庭などの子どもの

生活習慣や生活環境の改善、関係機関との連携など包括的な支援を行う子どもナビゲーターについて、中央区、稲毛区に加えまして、若葉区に1人配置をいたします。

4番目の民間児童福祉施設助成でございます。予算額は4,276万2,000円でございます。医療機関等連携強化といたしまして、児童養護施設などにおいて、医療的ケアが必要な児童の円滑な受け入れを促進するため、医療機関等連絡調整員の配置に要する費用の一部を助成いたします。

また、児童指導員等人材確保といたしまして、児童養護施設などの人材確保を図るため、児童指導員などの資格取得を目指す者の雇用に要する費用の一部を助成いたします。

3ページをお願いいたします。1番目の児童家庭支援センターでございます。予算額は5,918万4,000円でございます。地域の児童虐待や家庭の問題に対して専門的な見地から相談対応を行う児童家庭支援センターについて、増設を図るとともに、運営にかかる費用の一部を助成いたします。

2番目の母子及び父子家庭等医療費助成の現物給付化でございます。予算額は2億1,210万1,000円でございます。県の制度改正に伴い、ひとり親家庭等に対する医療費の助成方法について、受給者の利便性向上を図るため、償還払い方式から現物給付方式に変更をいたします。

一番下の児童相談所管理運営でございます。予算額は2億7,069万1,000円でございます。児童に関するさまざまな問題について、家庭その他からの相談に応じ、援助、指導を行います。増加する児童虐待通告への対応や、一時保護所改修による定員増のため、夜間電話相談員を1日当たり1人から2人に、夜間指導員も1日当たり2人から3人に増員し、児童相談所の人員体制を強化いたします。

4ページをお願いいたします。1番目の病児・病後児保育でございます。予算額は1億6,445万1,000円でございます。病気回復期にあるため保育所に通えない児童などを一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援するもので、実施施設を1カ所増設いたします。

2番目のエンゼルヘルパー派遣でございます。予算額は960万円でございます。妊娠中、または産後、手伝える方がいない世帯の家事や育児を援助するため、ホームヘルパーを派遣するもので、対象者、利用期間、利用回数を拡充いたします。

5ページをお願いいたします。1番目の民間保育園等整備でございます。予算額は6億6,800万円でございます。待機児童解消に向け、幼稚園の認定こども園移行支援や民間保育園の整備などにかかる費用を助成するもので、合計32カ所、738人分を整備いたします。

6ページをお願いいたします。1番目の保育の質の確保でございます。予算額は9,119万5,000円でございます。保護者及び保育者の負担軽減等を図るため、新たに公立保育所において外国人児童・保護者に対応する職員を配置するとともに、各公立保育所において使用済み紙おむつの廃棄を行います。また、保育の質の確保と向上を図るため、新規整備園に対しICT化及び事故防止のための備品購入費用助成を行うとともに、保育士

養成校である市内三短期大学と連携し、各種研修事業を実施いたします。

さらに、保育者及び保育施設に対する実態調査並びに有識者への意見聴取を実施し、より一層保育の質向上にかかる新たな施策展開を検討してまいります。

一番下の多様な保育需要への対応でございます。予算額は11億4,320万7,000円でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、さまざまな保育メニューを提供いたします。一時預かりについて1カ所、休日保育について2カ所拡充し、土曜日の延長保育を6カ所実施いたします。

説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。原木委員、お願いいたします。

○原木委員 1ページ目の子ども・若者総合相談センター（Link）というのは、どんな仕事を請け負ってくださるのでしょうか。

○久保会長 お願いいたします。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

これは何でも相談、というのが一番言い方としては適しているのではないかと思います。例えば、年齢の対象は39歳までの若者としております。その御本人が相談するだけではなく、その親御さんとか親族の方も相談可能でございます。多いのは、学齢期のお子さんの不登校ですとかいじめの問題、そして、ひきこもりの問題ですとか家庭の問題、自分の性格、行動の問題、そのようなものを何でも相談してくださいという形で電話等により相談を受けている機関でございます。そこを受け口としまして、いろいろな相談機関とつなぐ、連携するというものが主な目的でございます。また、電話相談だけではなく、相談するうちに、会って話をしてみたいとか、あとは、スタッフが家まで出向いて相談をするとか、そういったこともやっておるところでございます。

以上です。

○原木委員 ありがとうございます。

○久保会長 そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。上村委員、お願いいたします。

○上村委員 2ページの民間児童福祉施設助成の2番目、児童指導員等人材確保のところ質問なんですけれども、これは児童指導員などの「など」の中にはほかに何の資格を想定しているのかという点と、内容としては、働きながら資格を取るためのことについてサポートをするという理解でよろしいのかどうか、お願いします。

○久保会長 お願いいたします。

○宮葉課長 こども家庭支援課でございます。

対象となる職種ですけれども、児童指導員のほか、母子支援員ですとか、児童自立支援専門員等が対象となります。この事業につきましては、児童指導員などの補助を行う者を雇い上げることによりまして、今現在いる児童指導員等の業務負担を軽減いたしまして離職の防止を図るということと、児童指導員等になることを目指している方の、いずれそこで年数を経験すれば児童指導員の資格を得ることになりますので、人材の確保

を図るということでもございます。

以上でございます。

○**上村委員** 現場は、多分、保育士の求人がすごく多いんです。児童指導員だと福祉系とか心理、教育学部系の4大を出ていれば、一定の科目を履修すれば児童指導員の資格が取れるということで、これに対して現場からニーズがあるようには日常的に感じてはいないんですけども、要望があるからということで予算化されているんでしょうか。

というのは、御存じだと思いますけれども、もともと施設自体は資格がなくても働けるわけで、ただ、いろんなことを考えて何らかの資格、実際に働くときに母子生活支援施設だったら母子生活支援指導員とか、昔の少年指導員とかと分かれていましたけれども、実務としては、今実際に境目がないわけですよ。それを児童指導員等というところで区切るのには何か理由があるのかなというところ、これは保育士とかを含んではだめなのかなというふうに単純に疑問に思ったので聞かせていただきました。すみません、ありがとうございました。

○**久保会長** では、お願いいたします。

○**宮葉課長** そもそもこの事業は国の補助事業でございまして、国の基準に則りまして、設定をしているところでございます。

以上でございます。

○**久保会長** それでは、畠山委員、お願いいたします。

○**畠山委員** 6ページの保育の質の確保ということで、新規事業で公立保育所の使用済みの紙おむつの廃棄ということが質の確保、これで大体どのぐらいの予算をつけているのか。

それと、民間の保育園とか幼保連携の認定こども園とか、この辺のところは、おむつの廃棄は自分のところでやれということなのか。

あと、8番目の保育の質に関する実態調査及び有識者意見聴取というのは、具体的にはどんなことを考えて、どのぐらいの予算を持っているのか、教えていただきたいと思えます。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**秋庭課長** 幼保運営課でございます。

まず、紙おむつの背景についてお答えしますが、予算額ですけれども、年間で1,300万円でございます。1,300万円のうち、1,000万円がランニングコスト、処理費用になります。300万円は最初のごみ捨て場等の設備の部分になります。

それから、民間保育園についてですけれども、事前に私どもで調査しているところですが、まずこれは、国の基準でいいますと、紙おむつの廃棄については、利用者が負担すべきものなのか、園のほうで負担すべきものなのか、これははっきりと決まりはございません。そのような中で、今まで公立はお持ち帰りいただいていたわけですが、民間保育園の調査では、2年前の調査ということでちょっと古くはあるんですけども、保護者の持ち帰り、公立と同様に持ち帰りいただいていたのが37%、園で廃棄していたのが残りの63%になるわけですが、63%のうち、自己負担、保護者にお金を頂戴してい

ない園が51%で、自己負担ありが12%、足すと63%、このような割り振りになっております。

民間園については、現在で決まりがない中で各園それぞれ工夫してやっていただいているという中で、今回、公立だけというふうにしておりますけれども、民間園のほうも今回公立をやって、今やっていただいているところ、やっていただいていないところ、やっていても自己負担いただいているところ、こういったところも全部踏まえて検討しなければいけないと思っておるところでございます。現時点で民間のというところまでの結論ではないという状況でございます。

○**畠山委員** 民間が工夫できて、公立は何で工夫できないんですか。

○**秋庭課長** 工夫という意味でいいますと、もちろん民間園でも処理するに当たっては費用はかかってきているんだと思います。今回、57カ所の公立保育所で、どうしても処理すると決める以上は幾ばくかの処理費用というのは出てきてしまうことになろうかとは思っています。

○**畠山委員** それは、保護者からは負担を求めないの。公費で全部1,000万円のお金を使って。

○**秋庭課長** 幼保運営課でございます。

これは保護者からの負担は求めないで、公費でということでございます。

○**久保会長** この問題は多分、今後、民間園も含めましてどうしていくのかという継続的な話になるのではないかと思いますので、ぜひ今後も民間園も含めての廃棄の問題については御検討を続けていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

それからもう1つ、8番目の、お願いいたします。

○**鈴木課長** 幼保支援課でございます。

8番目の保育の質に関する実態調査及び有識者意見聴取というものでございます。こちらにつきましては新規事業ですけれども、これまで当然量の確保と同時に質の向上というものも両輪として進めてきているところでございます。量の確保が一定の目途が立ってきていること、量の確保を推進してきた結果、かなりの保育施設の数が増えてきているということで、質の向上についてかなり関心が移ってきているところです。

こちらを受けまして、我々といたしましても、これまでの質向上策ですとか、そういったものの現場の実態を把握した上で、新たな質向上に対する展開が必要だと思ひまして、このような事業を立ち上げたところです。こちらにつきましては、保育の質と言っておりますけれども、保育施設、幼稚園、そこに働く現場の保育者の方々ににつきまして実態を把握させていただいた上で有識者の意見を聞くということですが、有識者の意見聴取につきましては、今、当事者の方々も多数いらっしゃるところで恐縮ですが、大学の先生ですとか関係団体の皆さんですとか、そういった方々にできればお集まりいただいて意見を聞きながら、どういった実態調査をすればいいのかというところを御議論いただきながら進めていければと考えております。予算額といたしましては、ほとんどが実態調査の金額になるわけですが、700万円を計上しております。以上です。

○久保会長 そのほか、では、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 まず1点目は、この新規、拡充の中で、1個1個がすごく別々に施策として捉えていて、例えばこのLink運営という形の中と、その中には多分子どもの貧困の問題もあるし、児童相談所の問題もあるし、そのような形で1個1個が別々に連携がとれている感じが全くしないなと思ったのが1つと、あとは2点目なんですけれども、先日、私が障害者のものの中で、去年、こどもプランの中でペアレントトレーニングはどのぐらいしているんですかという質問をして、調べていただいてメールをいただいたんですけども、このこどもプランの中に、ちゃんとやっていますという形でペアレントトレーニングという形で載せているにもかかわらず、1年にたった1回で、それも10人という形のペアレントトレーニングだったことを考えると、質の向上を数値ではかるとか数字を載せるというのはなかなか難しいのかもしれないけれども、ただペアレントトレーニングをやりますというのではなくて、例えば、Linkの出張相談の実施を新しくするんだったら、どのくらい出張相談が実施できるようになったのかとか、あとは保育の質の確保の6番で、保育士等のキャリアアップの研修をしますという形であったら、何人規模で何回そのような形でするのかという形で、見えるようにしていただけるとありがたいと思います。

実際、話が戻って申し訳ないんですけども、千葉市の中でたった10人しかペアレントトレーニングができないというのは、やっぱり圧倒的に少ないと思うので、それもちょっとショックだったんです。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○鎌野課長 健全育成課でございます。

Linkの説明がちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。電話相談を受けた後、各機関と連携をするということをお話ししましたけれども、昨年度の連携機関は全ての中で32カ所連携している状況でございます。具体的には教育委員会とか養護教育センター、青少年サポートセンター、児童相談所、少年鑑別所や区の健康課とか、そういったいろいろなところと連携をとりながら子ども、若者の相談に乗っているという状況でございます。

以上でございます。

○久保会長 お願いいたします。

○佐々木こども未来部長 こども未来部でございますが、新規の部分、1つ1つ、Link、それから貧困、ちょっと関係性がばらばらだと御指摘があったところでございます。これにつきましては、左側のところに課名がございまして、所管ごとにこういった事業をやっていますよという形で整理をしていたところでございます。これは、こういった形で新規、拡充なのかというのは、我々が保育を取り巻く現状をしっかりと認識した上で、あるいは保育園の皆さんとか、幼稚園さんですとか、そういったところからの御意見等も踏まえる、あるいは世の中の事情等を総合的に勘案して、今回、新規事業でのせよう、この部分は拡充が必要だという形で新規、拡充という形を捉えさせていただいているところでございます。

○久保会長 先ほどのキャリアアップ研修、どのぐらいの計画なのかとか、具体的なところで話していただけますでしょうか。お願いいたします。

○秋庭課長 幼保運営課でございます。

キャリアアップ研修についてですけれども、こちら、現在ですと1,500名分で予算を組んでおるんですけれども、なかなか実際にそこまで集まらないという状況もございます。次年度、今回の予算に関しましては1,000人分に減らします。50人定員で20回で1,000人分ということで予算は組んでおります。

以上でございます。

○久保会長 ペアレントトレーニングの話で補足の説明をいただけますでしょうか。お願いできますか。

○佐々木子ども未来部長 障害部門を担当する所管が来ておりませんので、お答えができなくて大変申しわけございません。

○久保会長 では、このお話はまた別の機会にということではよろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。榎沢委員、お願いいたします。

○榎沢委員 人材の確保ということが大事な課題になっていると思うんですけれども、先ほど保育士が確保できなかったために定員に満たなかったケースがあったという話ですけれども、新しく園をどんどん増やしていく場合に、当然人材の確保ということが非常に大きいですね。東京都の場合、新しく園を設置しても、新設の園で出てくるのは、ほとんどが企業系なんです。同じ企業が、いろんな区がありますから、それぞれの区で計画を出してきたということがあるんです。そうすると、どういうことが起こるかという、保育士の年齢バランスが非常にうまくとれているところもあれば、ほとんど20代、園長も30歳ぐらいとかいうような体制しかとれない。それでも別に基準に違反している訳ではない、ちゃんと基準を満たした、条件に合った対処はしているんですけれども、非常に若い人たちというふうなところが多いんです。

そうすると、保護者支援ができるのという、つまり子育て支援ですと、20代の保育士さんたちが自分たちよりも年上の保護者に対していろいろ助言とか支援ができるのかという、なかなか難しいなと感じるところがあります。でも、基準上は何も問題はないので、それでも設置を認めることになっているんです。

なぜそういうことが起こっちゃうかという、保育士の奪い合いという状況があると思うんです。どんどんできればそうなんですけれども、新卒の方は初めて就職するので、そういうところから集めるんですけれども、当然ベテランの人も集めてくる訳なので、そうすると、引き抜きに当たるようなことも起こっていると思うんです。1年もたたないで、6カ月ぐらいで園長が園を変わっちゃうというケースで、園長ですよ、園長が半年ぐらいで変わってっちゃうというのは一体どういうことなんだろうと思うわけです。それで果たして十分な園運営、継続的な責任がある園運営ができるのかなど。単純に、仕事というのは契約だからと言ってしまえば何とも言いようがない訳ですけれども、でも、園というのは子どもの最善の利益を常に考えていくところな訳ですから、やっぱり職員が定着するということが大事なことだと思うんです。園としての質の割り増

しをかけていくというところでも大事だし、しかも、まとめる園長がやっぱり責任を持って園をつくっていくというところが大事だと思うんです。

千葉市はそういうところはないのかなと。おそらく民間の保育所の先生方には、困っていることはいっぱいあると思うんです。ただ人材が集まらないということだけではなくて、いかに職員を定着させていくかというところで、困っているところはあるんじゃないかと思うんです。そういうところをどうするのか。つまり、いかに人材を定着させて、継続的にその園が自分たちの園として、よりよい保育ができるようにしていくことを考えないといけないと思うんです。それはやはり民間の園に聞くことだと思うんです。ただ新しく養成校にたくさん卒業生を出してくださいとお願ひすることも、それは必要なですけども、でも、実際に定着しないと、前から言われていたのは、新卒で採用してもらった子がすぐに1年、2年でやめちゃうということが問題になっている訳です。どうしてやめちゃうのかということは、人間関係であるとか、やっぱり初めてなので、いろいろ悩みがいろいろ起こってしまうので。いかに就職した学生さんがそこでキャリアを積んでいけるようにすることができるかということは、学会などでもそういう研究を行ったりして、そこに焦点を当ててきているんです。

私は、ベテランの先生方は問題ないのかなと思っていたら、そうではないということなんです。そこそ問題で、ぜひ実態調査をするのであれば、現場の保育所、特に民間の保育において、人材の定着というところでどういう問題があって、どう苦労しているという、そこを吸い上げることもぜひやっていただきたいなど。全体を定着させないことには、はっきり言って、質の向上は望めないですね。だから、そういう調査等を、これは短期でできるとは思いませんけれども、千葉市の保育所の質を向上させていくためには、やっぱり職員が定着していくということも大事なところなので、そういうことも問題意識に入れて、今後、御検討していただきたいと思っております。

○久保会長 事務局、お願いします。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

実態調査をするに当たりましては、勤続年数ですとか離職率ですとか、あとは当然処遇とか、そういったこともあると思うんですが、やはりなぜ続かないのかというものが重要だと思っています。それに当たっては、働く意欲ですとか、あとは環境、研修に参加できているのかとか、そういったいろいろな事情があると思いますので、それぞれの項目をまさに有識者の方々の意見を聞きながら項目を決めて、有効な実態調査をさせていただきたいと思っております。

○上村委員 同じ内容で、ちょうどこのちょっと前に本学でキャリアアップ研修をやっていたんですけども、私は担当していないんですが、担当した教員のほうから、参加された現場保育士の方たちが、自分の園しか知らない、特に民間の先生たちはそこしか知らない。ある株式立、企業立の保育園の先生が、とにかく新しいことがぼんぼん入ってくる、小学校でプログラミングをやるからといって、本部からその教材がどんと届いて、プログラミングの意味がわからないんだけど、これを子どもにやらなきゃという、今回はプログラミングの話だったんですけども、新しいものが届いて、子どもたちが

ようやく定着したころ、次の新しい教材がもう届いて、保育の内容が自分たちがやりたかったことと全然違う、やっぱり現場保育士は子どもたちをいかにたくさん遊ばせてあげたいか、その時間をどう確保するかというようなところですごく苦慮しているんだけど、言われたプログラムができないと、できない保育者みたいな評価を受けているという話があって、幼保小連携のところとか、いろいろ保育内容も変わってくる中で現場も苦勞しているというのはもちろんあると思うんですけど、質というところの、以前も多分申し上げたと思うんですが、何で測るのかというところがすごく難しい。私もちょっと倫理の研究をしているので、以前、ある自治体に調査をしたら、意外と10年目から20年目の間ぐらいの先生たちが倫理綱領に関心がない、むしろ知らないという保育者がいたりとか。学会発表したときに、これは地方の保育園の園長先生だったんですけども、倫理綱領というのは何ですかという質問が出て、ちょっとぼかんとするという経験があります。

ですから、実態はどうなっているのかということもそうなんですけれども、保育に対する理解がすごくさまざまになり過ぎていて、そもそも保育って、養護と教育というところがどれぐらい現場の先生たちも含め、我々は大切にしているつもりですが、そのあたりとあわせてしないと、ただ現場がどうなっているか、何をしているか、何に困っているかということだけでは実態がわからないのと、保育の残念なところというのは、その子たちがその後どう育っていったかということの追跡ができないところだと思うんです。

どういう保育を受けたからどういうふうになったかということが本当は大事なんですけども、現実には難しいので、そのあたりも、ここは私自身が頑張らなきゃいけないところだと思いますけれども、これだけの規模の行政ですので、しっかりと時間とお金をかけていただいて調査できれば、それはまた我々の世界の人間が学生たちに還元をして現場につないでいけると思いますので、ぜひ御協力させていただきたいと思ひますし、お願いしたいと思ひます。

○久保会長 事務局、よろしいでしょうか。

○鈴木課長 幼保支援課でございます。

課題として、我々もおっしゃっていただいたとおりの認識でございます。お子さんがどういう保育を受けて、どう育っていくかという追跡調査は国レベルでも本当に難しい、千葉市でも同様だと思ひています。そういった中で、やはり保育者の意識というもの、保育者の質を高めることが当然に子どもの保育につながるんだろうという視点でやっていければと思ひていますので、今言った御意見等を踏まえさせていただいて、また御意見をさらに伺わせていただひて進めたいと思ひております。

○久保会長 よりよい保育の質の調査をお願いするというところで。

では、原木委員、お願いいたします。

○原木委員 ちょっと全く違う話になるんですが、児童相談所の新たな拡充のところ、児童相談所の一時保護所の設備がとてもよくないという話はいろんなところから聞きまして、何年か前に、うちの、私は小児科医会に属しているんですけども、小児科医

会の会長が見に行き、畳がぼろぼろだからということで、小児科医会の有志がお金を出して畳を寄附して一新したということがあったんです。

そうしたら、児童相談所に今行っているほかの小児科医が、それよりエアコンよ、エアコンも大変よということで、児童相談所に来る子どもたちは本当に心も体も傷ついている子たちなので、その子たちが一時保護所に来たときに、おうちでも悲しい思い、保護所でも劣悪かどうかはわからないんですけども、環境でというのはとてもいたたまれない感じがするんですけども、そのあたりの施設というのはどうなんでしょうか。私は実際に見たことがないし、見に行ったこともないので不勉強で申し訳ないんですけども、改善点がもしあればお聞かせください。

○久保会長 事務局、お願いいたします。

○山口所長 児童相談所でございます。いつもお世話になっております。

まず、一時保護所のハード面といったところに関しましては、今の建物は平成8年にできているんですけども、それから何回か増設もやっております、最近では年齢の高いお子さんもいらっしゃるといったところもありますので、個室を増設して1人の時間も、プライバシーを守るようにとか、そういったところの配慮をした改修もやっております。

数年前、小児科医会の御有志の方ということで畳を替えていただいて、本当に居室の畳がそのとき一斉にきれいになったといったような状況がございました。今こちらのほうでは、そういった設備の整備といった改修を、少しずつですけども、やっているのと同時に、個室改修の後には、今ちょうど、幼児さんの生活スペースを分けようということで改修に取りかかっております。と言いますのは、児童相談所というのは、いろんな年齢のお子さん、それから、いろんな理由で来るお子さんがいらっしゃる中で、幼児さんというのは、どうしてもそれ以外の年齢の方とは生活リズムが違うといったところが1つあるのと、やっぱりいろいろな、大声を出してしまったりとか、大きな物音だったりとか、そういったところに怯えさせてしまうのはかわいそうだといったところも当然あるので、そのような理由からも幼児さんの生活スペースを分けれたら良いといった理由で改修を今しています。

ハードではないんですけども、それ以外の部分ということで、できるだけ幼児さんについても、3歳未満のお子さんと3歳以上のお子さんは一緒ではなくて別々のプログラムで対応するですとか、学齡児に関しても小学生全部ではなくて、低学年、高学年と分けてやってみようですとか、いろんなボランティアさんの活動も入れながら、児童相談所のソフト面での処遇といったところも、ハードとあわせて、今いろいろと改善に取り組んでいます。なかなかこれで満足といったところまでいかないところもありますけれども、改善していくといった意識を常に持ちながらやっていきたいということで取り組んでいる状況です。

○久保会長 そのほかに御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(2)に入らせていただきます。報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に係る対応について、事務局より説明をお願いいたします。

○佐々木こども未来部長 こども未来部でございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に係るこども未来局の所管に関する本市の現時点での対応状況などについて御説明差し上げます。恐れ入ります。座って説明をさせていただきます。

資料5をお願いいたします。資料5の1ページ、まず、1、子どもルームについて御説明いたします。

(1) 運営状況でございますが、教育委員会、学校と連携し、休校期間中、両親が就労などにより自宅待機が困難な小学1年生から4年生までの児童については、朝から午後2時30分までは学校において児童を受け入れ、午後2時30分以降については、ルーム利用登録児童は通常どおり子どもルームでお預かりし、感染リスクを軽減しながら、子どもルームを運営しております。

(2) 運営にあたっての留意事項でございますが、利用児童が多い場合などについては、子どもの密集を避けるため、通常の子どもルーム施設のほかに学校教室を借用することとしており、その際には、必要に応じて16時30分までは学校の協力をいただきながら教員にも見守りに参加いただいております。

その他、子どもルームの職員と利用児童の健康状態に関して「健康チェックシート」を活用した毎日の健康観察を行っているほか、各子どもルームへは、せきエチケットや手洗い、うがい、小まめな換気などの感染予防対策の周知徹底を行っております。

次に、2、認定こども園・保育園・地域型保育事業についてです。

(1) 運営状況でございますが、通常どおり保育を実施しております。

(2) 運営にあたっての留意事項でございますが、当該園の児童または職員に感染が確認された場合は14日間臨時休園とします。また、当該園近隣で感染が複数確認された場合や市内各所で感染が確認された場合など、地域的または全市的に感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業への協力を要請することがある旨を各園及び保護者にお知らせしており、各園に対しましては、職員、児童の健康観察や感染防止対策の徹底を呼びかけております。

また、4月入所選考で内定した児童につきましては、登園を遅らせることを可能といたしまして、各園にお知らせするとともに、ホームページに掲載しておます。

なお、3月16日に緊急対応として、千葉市民間保育園協議会にマスク約3,000枚を供給したほか、未加入園にも不足の場合は市から配布できる旨をお知らせいたしました。

2ページをお願いいたします。

次に、3、一時預かり事業についてです。

(1) 運営状況でございますが、3月3日から当面の間、不定期利用については原則として利用を停止いたしましたが、(2) 運営にあたっての留意事項にありますとおり、不定期利用であっても就労などで定期的に利用している場合は、受け入れを可としております。

次に、4、幼稚園についてです。

(1) 運営状況でございますが、各園で休園、自由登園、または通常保育を実施して

おります。

(2) 運営にあたっての留意事項でございますが、当該園の児童または職員に感染が確認された場合や地域的または全市的に感染拡大のおそれがある場合に、臨時休園への協力を要請する場合がある旨を、本市から各園にお知らせするとともに、休園する場合にも必要とされる方への預かり保育の実施について御協力をお願いしております。

また、緊急対応として、千葉県幼稚園協会にマスク2,700枚を供給したほか、未加盟園にも不足する場合については市から配布できる旨お知らせいたしました。

続きまして、5、病児・病後児保育事業についてです。

(1) 運営状況でございますが、9カ所の全施設について開所を継続しております。ただし、本市における感染状況、受け入れ児童及び医師、看護師を含む従事者の感染リスク等を踏まえまして、風邪症状があり、病名の診断が確定できていない児童につきましては、原則として受け入れをお断りしております。

(2) 今後の対応につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、6、地域子育て支援拠点事業についてです。

(1) 運営状況でございますが、子育て支援館、地域子育て支援センター、子育てリラックス館につきましては、全施設を2月29日より臨時休館としております。

3ページをお願いいたします。休館期間につきましては、当初、令和2年3月16日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における見解等を踏まえまして、臨時休館期間を当面の間、延長いたします。

(2) 今後の対応でございますが、3月19日公表予定の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解、市内の感染状況、小学校等における対応等を踏まえて判断をいたします。

次に、7、ファミリー・サポート・センターについてです。

(1) 運営状況でございますが、通常どおり運営をしております。

(2) 運営にあたっての留意事項でございますが、アドバイザー、提供会員及び依頼会員の皆様に対しまして、手洗い、マスク着用等の感染防止措置の徹底及び風邪症状がある場合の利用の自粛につきまして周知をしております。

次に、8、児童相談所の一時保護所についてです。

(1) 運営状況でございますが、通常どおり運営をしております。

(2) 運営にあたっての留意事項でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る厚生労働省通知の内容を周知するとともに、保護児の入所前には、必ず体温チェックを行い、必要に応じて適切に医療機関につなぎます。

また、保護所内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につきましては、他の児童相談所に対して、一時保護の依頼を行い対応することとしております。

次に、9、児童養護施設等についてです。

(1) 運営状況でございますが、入所施設であるため、通常どおり運営をしております。ただし、一部の施設においては、ショートステイなど子育て短期支援事業を当面の間、休止しております。

(2) 運営にあたっての留意事項でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る厚生労働省通知の内容を周知するとともに、施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応につきまして、依頼を行っております。

また、施設で使用するマスクや消毒液等を購入する経費のほか、感染が疑われる者同士を空間的に分離するための個室化に要する改修費等につきまして、国の補助制度を活用して助成を行うことといたしました。

4ページをお願いいたします。

次に、10、休校期間中における要保護児童等の見守り強化についてです。

(1) 対応状況でございますが、市内の小中学校等が臨時休校になったことに伴い、欠食が多くなるなど不適切な養育が懸念されることから、要保護児童対策地域協議会で管理している要保護児童等のうち、全ての小中学生約150人につきまして、休校期間中に1回以上家庭訪問等を行い、児童の状況の確認を行うなど、見守りの強化を図っております。

次に、11、子ども交流館についてです。

(1) 運営状況でございますが、令和2年2月29日より、臨時休館中でございます。当初、臨時休館は令和2年3月16日までとしていたところ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における見解を踏まえ、市内における感染リスクを見極める必要があることから、当面の間、臨時休館期間を延長することといたしました。

(2) 今後の対応でございますが、3月19日公表予定の専門家会議の御意見、市内の感染状況、小学校等における対応等を踏まえて判断いたします。

最後に、12、子どもたちの森公園プレーパークについてです。

(1) 運営状況でございますが、3月16日までは休園とし、3月17日より再開しております。

(2) 運営にあたっての留意事項といたしまして、屋外施設であることを踏まえまして、健康チェック体制の厳格化や消毒体制の徹底を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○久保会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 千葉市民間保育園協議会でございますけれども、マスクの配布を3,000枚していただきましてありがとうございます。公立保育所は1施設何枚かは存じ上げませんが、民間の方は、割り返しますけれども、25枚ですので、きのうからもう既に配布をしております。今日時点で50%以上のところがもう事務局に取りに来ているというのが現状でございます。行政の方たちには、3,000枚でも緊急に出していただきまして本当に感謝申し上げます。

協議会の対応としましては、2週間前から何が足りないのかということを一各園からアンケートで取り寄せまして、足りているところと足りていないところと、今一番多いアンケートの要望が、消毒液がないんです、どこへ行っても買えませんと。箱買いといたしますか、定価といたしますか、きちんとした金額で協議会が確保しまして、希望のところ

に購入していただけるような手当てをやっている最中でございます。本当にありがとうございます。ありがとうございました。

○**原木委員** 皆さんとても大変な対応だと思うんですけども、一時預かりの不定期利用が今だめになっているんですけども、この不定期利用は子育てに行き詰まったお母さんたちが結構使っていて、いっぱいいっぱいになったお母さんが、一時預かりをしてもらえないんですと泣きつかれることが多いんです。ですから、ぜひ不定期利用の子たちも預かっていただけないのかなど。やっていることはそんなに変わらないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**久保会長** 事務局、お願いいたします。

○**秋庭課長** 幼保運営課でございます。

一時預かりにつきましては、やっている内容としては保育所とももちろん変わらないというところはあるんですけども、万が一のときの、1つの園で仮に感染が確認されたら全体の園をどうしても閉めざるを得ないということになりますと、主に働いている方の保育園がそのまま閉まってしまうので、正直申し上げて、それを代替的に措置する保育というのは、現時点ではこういった方法がありますと言える状況ではありませんので、もうこれは経済活動にそのまま直結していってしまうところがあります。万が一のときの影響の大きさ、それから、保育を継続してやっている場合ですと、その子の状況ですとか、1週間前からこういう状況で、今はこういう状況だと、あるいは、保護者との連携、連絡というのもしっかりとれているのが前提に考えられますけれども、特に不定期利用の場合ですと、今回初めてとか、前に使っていても大分間があいていて、その間のお子さんの状況を把握できていないとか、いろいろ難しい状況もあろうかと思えます。もちろん、家庭で子育てしていらっしゃる方たちの受け皿ということは意識しておりますが、現時点では、もうしばらく利用をストップしてということで考えております。以上でございます。

○**原木委員** 了解しました。ただ、一応虐待防止の1つの受け皿にもなっているので、よくお母さんたちのお話を聞いてあげて、それでのお答えになると思うんですけども、そのあたり、ぜひお願いしたいと思います。コロナに関してはすごく私たちも日々困ってしまっていて、風邪を引いている子が、果たしてこの子はコロナじゃないのかどうかというのは迷いつつ診察をしているんですけども、今、千葉市は本当に患者さんが出ていないんです。皆さん御存じだと思いますけれども、二百何十名調べていて、コロナが陽性だったのは1人だけという状況なので、そんなに今慌てる必要はないんですけども、これがクラスターがどんどん出てきて、市川市みたいに始めたときには、こんな悠長なことは言っていられない状況だと思います。

例えば、御老人がどんどん具合が悪くなって、病院の中に呼吸器がついて運び込まれてということになると、千葉市の医療はあっという間に破綻します。医療が破綻するとどうなるかという、がんの患者さんとか、子どもたちも、重症になったほかの病気の子たちが入院できなくなるとか、そういうことが起きてくるので、やはり感染を広げない努力というのはすごく大事になってくるんだろうなと。かかった人はほとんどみんな

軽症なんですけれども、感染を広げない努力が大事だと思うので、皆さん大変だと思うんですけども、医療者の端くれとして、ちょっと一言お願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○久保会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見はございますでしょうか。渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 うちには小学生がいるので、実際に小学生がどういう生活をしているかというのだけ言わせていただくと、私が働いているので、子どもは今年4年生なんですけれども、学校には行けるんですけども、中学校のお兄ちゃんもいるので、中学校のお兄ちゃんが学校がお休みで中にいますから、僕は学校には行きたくないと言って、家に一緒にいます。2人で1日中、テレビかテレビゲームをするかで、ずっと2人でいます。お兄ちゃんが昼、お弁当をどこかから買ってくるか、焼きそばなどの簡単なものをつくって2人で食べているんですけども、学校がないので、たまにこういうことがあると、ちょっと子どもはうれしいみたいで、2人で仲よくして喜んでいて、喜んでいますが、1日中部屋の中にいるので、どうしてもいらいらがたまると、家に私が帰ると、そのいらいらが私にぶつかってくるという感じで、こういうものが食べたいだの、ああいうものが食べたいだの、こうしてくれだの、ああしてくれだの言うような形になって、今、この一番後ろにプレーパークがオープンしたと書いてありまして、やっぱり子どもはちょっとでも外に行き、安心して遊べるような環境があれば本当にうれしいなと思っていたので、これを家に帰って教えてあげようと思いました。こういう情報がなかなかないので、子ども自身も家にいるしかないというか、どこに行ってもいいやら、全部お休みだし、学校には行っちゃいけないということで困っているの、ぜひ周知していただけるとありがたいと思いました。

○久保会長 事務局で、どなたかこの件で、取り組みというか、わかりますでしょうか。

周知の取り組みとか。プレーパークとか、どこにどのように、子どもたちが遊べる施設がどうなっているのかということ子どもたちに伝えるような手立てとか、方策などをとっていらっしゃるのか、いかがでしょうか。お願いいたします。

○内山課長 こども企画課でございます。

プレーパークの所管ということで、プレーパークにつきましては、公園の中で子どもたちが自由に自分たちで遊べるというものでございまして、こちらにつきましては、公園ですから屋外ということになりますので、手洗いですとか、そういうところに気をつけながら今回再開ということでやらせていただいております。

ただ、常設のプレーパークが市内1カ所でございます。動物公園のすぐわきでございます。子どもだけでほかの区から行くというのは、ちょっと遠いところではございますが、各地区でも実はプレーパーク、公園で、地域の方がやられているというものもございます。ただ、年度末ということで、今年度、これからの開催があるかどうかはちょっと微妙なところではあるんですが、そういったようなものも市の私どものホームページの方で周知はさせていただいているのと、あと、そのほかの公園につきましても、外遊びにつきましても、特にクラスターの発生要件には現時点ではなっていないと思いま

すので、あまり接近して遊ぶというのは、避けた方がというところもあるかとは思いますが、公園で体を動かしていただくですとか、そういったところはぜひやっていただければと考えております。

○久保会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見は。では、大森委員、お願いいたします。

○大森委員 千葉市保育協議会の大森です。

今年度、最後の3月の会議ということで一言申し上げたいと思いますが、資料4の6ページに保育の質の確保ということで、公立保育所の外国人児童、保護者対応のための職員配置とか、それから、公立保育所の使用済み紙おむつの廃棄等、千葉市保育協議会としても公立保育所の職員さんたちを会員に抱えておりますので、今までどうしても公立保育所に対しては、例えば、保育士の採用がなかった期間があったりですとか、お給料を削減されたり、そういうことも今までであったと思うんですが、政令指定都市の中でも、この千葉市は公立保育所が多い自治体の1つなんです。ですので、その公立保育所を、民営化をかなり緩やかに進めていただいていると思いますが、それにしても57カ所の公立保育所がありますので、その公立保育所に対する予算として、ここに書いてあることや、それから、公立保育所にもICTのシステムを導入していただいたりとか、そういうことも考えていただいている、本当に感謝をしております。

それから、一番言いたかったのは、今年度、9月に大きな台風が来まして、台風15号の際に、災害時に、今まで大きな東日本大震災の翌日でも休めなかった保育園を休める規定をつくっていただいたことが、今年度、僕にとっては一番大きなことでした。台風15号のときには、もちろん休めましたが、その後、いろんな会議で、この千葉市の対応について報告したり、発表したりする場があったんですが、それに対して、ほかの自治体の職員さんや保育関係者の方々からも、とても大きな反響をいただきまして、この千葉市の対応を見て、翌月の19号のときに休む体制をとれた自治体や保育園があったと聞いております。

本当に生命を脅かすような台風だったと思いますので、本当に助かりました。ありがとうございました。

○久保会長 今のは、コロナウイルスとは関係なく、全体の中でのことで、ということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか、コロナウイルス関係で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第の(4)その他に入りたいと思いますが、事務局から連絡等ございますでしょうか。

○内山課長 今後のスケジュールにつきまして、少し御説明させていただきます。

本日、当会議におきまして、第2期の千葉市子どもプランのうち、第1章部分について、御審議いただき、御承認をいただいたところでございます。先ほどもご説明いたしました、来週の26日に社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたしまして、本プランにつきまして御審議をいただき、その後、計画策定という予定でございます。

子ども・子育て会議といたしましては、今年度は、本日で終了でございます。委員の

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、計5回にわたる御審議に御協力をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

私からは以上でございます。

○久保会長 それでは、今、大森委員からその他で御発言がございましたけれども、委員の皆様からも御質問、御意見、全体を通しましてもしありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、予定していた議題は以上で終了となります。

委員の皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○安西補佐 それでは、以上をもちまして令和元年度第5回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上の内容を確認し、承認します。

令和2年 月 日
千葉市子ども・子育て会議

会長